

平成29年度こまきプレミアム商品券ご利用規約 (お客様用)

1. 発行者

こまきプレミアム商品券の発行者は、小牧商工会議所となります。

小牧商工会議所 〒485-8552 小牧市小牧五丁目253番地

TEL : 0568-72-1111 FAX : 0568-76-2581

2. こまきプレミアム商品券の種類及び販売単位

◆発行概要 : 11億円 (年1回発行) *完売次第終了

※100,000セット プレミアム率 : 10%

◆販売単位 : 1セット10,000円 *@500円×22枚、額面11,000円

※1,000円分のプレミアムが付いています。

※1名4セットまで購入可能です。又、同居のご家族分まで代行購入が
できます。

《1セット(500円券22枚綴り)内訳》

共通券(え~なも券 A-namo 全取扱加盟店用) 10枚(5,000円分)

専用券(い~なも券 E-namo 小規模取扱加盟店用) 12枚(6,000円分)

で構成されています。1セットの内訳枚数の変更はできません。

注) 共通券(え~なも券 A-namo 全取扱加盟店用)とは...

こまきプレミアム商品券の加盟店の全店で、ご利用いただけます。

専用券(い~なも券 E-namo 小規模取扱加盟店用)とは...

以下の①、②の「小規模等に区分された店舗」に限りご利用いただけます。

①小売店舗のうち、市内商店街の専門店、ロードサイドの個店、大型店舗内の

専門店など、店舗面積が1,000㎡未満の店舗

②小売店舗以外の全ての業種(アミューズメント施設、飲食店、理・美容院など)

※専用券は大型店・中型店ではご利用いただけません。

大型店は店舗売場面積が3,000㎡以上、中型店は店舗売場面積が1,000㎡以上

3,000㎡未満の小売店舗の取扱加盟店を指します。

* 商品券購入時の注意事項

□一度購入された商品券の払い戻しはできません。

□商品券は現金一括払いでのみ購入可能となります。(分割払いは不可)

□同一人物による複数購入、偽名を使うなどの不正購入が判明した場合、身分証明書の提示ならびに商品券のご返還をお願いする場合があります。

3. 商品券の有効期間

平成29年7月14日(金)~平成30年2月28日(水)

(有効期限は商品券表面と裏面に表示しております。)

※有効期間経過後は利用ができませんので、必ず有効期間内にご利用下さい。

4. 商品券の利用

- (1) 1度に利用できる額は最大22万円分までです。
- (2) お客様は、小牧市内の「こまきプレミアム商品券加盟店（以下「加盟店」）」にて、商品購入並びに、サービスの提供を受ける際に現金と同様にお使いいただけます。なお現金との併用でもお使いいただけます。
- (3) 本商品券の交換、転売・売買はできません。
- (4) 本商品券使用の場合は、つり銭は支払われません。
- (5) 本券は、下記のものにはご利用いただけません。

- ①有価証券、その他の金融商品、他商品券、金、銀、地銀、現金の購入
- ②国、地方公共団体への支払い、公共料金の支払い、税金の納付等
- ③換金性の高い物（商品券やギフト券、図書券、回数券や切手等）、保険料、電子マネー等のチャージ、たばこ等。

また加盟店によりご利用いただけない商品、サービスがございます。

ご利用に際しては、あらかじめ加盟店にご確認ください。

※取扱加盟店の詳細は、加盟店一覧でご確認ください。

ホームページ小牧ナビ (<http://komaki-navi.jp/premium/>) から加盟店一覧がご確認いただけます。

5. 商品券が無効となる場合

- (1) 本商品券の有効期限が過ぎた場合
- (2) 本商品券に発行者印及び番号のない場合、又は確認できない場合
- (3) 本商品券の取扱加盟店欄に加盟店の押印等がある場合
- (4) 本商品券が違法又は不正に取得されたものである場合
- (5) 本商品券が偽造・変造又は不正に作成されたものである場合
- (6) 本商品券の変形・破損が著しい場合

6. 加盟店との関係

お客様が本商品券を利用された際、万一、商品又はサービスの取引について、返品・瑕疵・その他の問題が生じた場合、加盟店との間で解決するものとします。

7. 商品券の紛失等

本商品券の盗難・紛失・汚損・滅失等に対し、発行者は一切その責任を負いません。

8. 購入後の返金

一度購入した商品券の払い戻しはいたしません。

9. その他

- (1) こまきプレミアム商品券は、小牧市の補助を受け実施しています。
- (2) プレミアム付き商品券の発行については、資金決済法の発行保証金の供託に関する規制の特例措置の認定を受け実施しています。